

情 報

タクシーの運賃改定申請について(群馬地区)	・・・ 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 3

運賃改定申請状況

運賃ブロック	交通圏	申請状況	申請から 3ヶ月経過する日
群馬地区	東毛、中・西毛、沼田・利根、渋川・吾妻交通圏	令和7年7月15日申請	令和7年10月14日(火)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
群馬地区	東毛交通圏	太田市、館林市、桐生市、みどり市及び邑楽郡大泉町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
	中・西毛交通圏	前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、安中市、富岡市、藤岡市、北群馬郡吉岡町、榛東村、多野郡神流町、上野村、甘楽郡甘楽町、下仁田町、南牧村及び埼玉県児玉郡神川町
	沼田・利根交通圏	沼田市、みなかみ町及び利根郡川場村、昭和村、片品村
	渋川・吾妻交通圏	渋川市及び吾妻郡東吾妻町、高山村、中之条町、長野原町、草津町、嬬恋村

令和7年7月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	市民観光株式会社（法人番号：3090001008915） 代表者 寺島 仁
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県山梨市北字下河原60-2 (本社営業所) 山梨県山梨市北字下河原60-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月9日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 運賃料金事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社埼東観光（法人番号：3040002099099） 代表者 毛利 一博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県成田市西三里塚1-57 （本社営業所） 千葉県成田市西三里塚1-57
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月7日、指摘事項確認監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(5)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(6)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(10)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 44点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	AME交通 株式会社 (法人番号：1040001124966) 代表者 何 焜文
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市取香598-2 (本社営業所) 千葉県成田市取香598-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年3月27日及び令和7年4月30日、新規許可を受けたことによる監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第3項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(4) アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)